

くらしの伝言板

医療機関での個別子宮がん検診・乳がん検診を実施

医療機関での子宮がん検診（頸部がん検診・体部がん検診）・乳がん検診を実施します。
受診を希望される方は、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。受診に必要な受診票をお渡します。

○個別子宮がん検診の検査内容・対象者・自己負担額

区分	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度 20 歳以上となる女性	1,200 円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で不正出血などの症状のある方など	1,000 円
乳がん検診	マンモグラフィ検診（二方向）	今年度 40 ～ 49 歳となる女性	1,300 円
	マンモグラフィ検診（一方向）	今年度 50 歳以上となる女性	1,100 円

- ※昨年度に乳がん検診（マンモグラフィ検診）を受診された方は、対象外となります。
※新型コロナウイルス感染拡大などにより、医療機関においても検診が実施できない場合がありますので、ご了承ください。
- 期間 6月1日～令和3年3月31日（年度末は混雑しますので、お早めに受診してください）
 - 申込み・問合せ 福祉保健課健康増進係

児童手当現況届のお願い

現在、中学校3年生までの児童を養育されている方は、6月に児童手当現況届の手続きが必要となります。

この届け出により、引き続き児童手当の受給要件を満たしているかどうかの確認と所得制限に該当する世帯かどうかについての確認を行い、下表のとおり支給します。所得制限以上の世帯については、年齢区分に関係なく中学生までの児童1人につき一律5,000円の支給額となります。（前年6月の現況届で所得制限に該当していた受給者が、今回の現況届で所得制限非該当となった場合は通常の児童手当の支給額となります）

年齢区分など	支給額（月額）
0～3歳未満	15,000円（一律）
3歳～小学校修了前	10,000円（一律） （第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円（一律）
所得制限以上の世帯	5,000円（一律）

- なお、この届け出をされない場合、受給資格があっても6月以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。
- 届出期限 6月1日(月)～30日(火)まで
 - 対象者 現在、中学校3年生までの児童を養育されている方
 - 持参するもの
 - ・印鑑
 - ・対象児童と父母の健康保険証（コピー可）
 - ・受給される方と対象となる児童の住所が異なる場合、児童が属する世帯全員の住民票が必要となります
 - 問合せ 福祉保健課社会福祉係

福祉保健課 ☎47-5555

総合福祉センター
窓口7番

ひとり親家庭等医療費助成 ～父子家庭の方も対象～

「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請してください。

- 対象となる方
ひとり親家庭等の18歳未満（学生などは20歳未満）の子どもとその父または母
- 助成内容
子どもは入院と通院、父または母は入院のみ医療費の自己負担額を助成します。
ただし、子どもの年齢や世帯の課税状況により、次の一部負担金を医療機関の窓口でお支払いください。
 - ①0歳から中学生までの子ども以外で町民税課税世帯の方
医療費の1割（月額限度額 入院5万7,600円、通院1万8,000円）
 - ②0歳から中学生までの子どもと町民税非課税世帯の方
初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）
- 申請に必要なもの
 - ・ひとり親家庭等であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
 - ・健康保険証

- ・印鑑
- ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
- 問合せ 福祉保健課医療給付係

介護保険料を通知します

町では、今年度の介護保険料を決定し、65歳以上の皆さんに通知します。

介護保険料は、皆さんの負担が重くなり過ぎないように、本人および家族の収入や住民税課税状況に応じて段階的に分かれています。（介護保険料基準月額、昨年同様4,850円に変更ありません）

介護保険料の納め方は、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」、納付書で納める「普通徴収」、特別徴収と普通徴収の両方で納める「併用徴収」がありますので、通知書で「年間の保険料額」と「納付方法」を必ず確認してください。

普通徴収第1期の納期限は6月30日(火)です。
○問合せ 福祉保健課介護保険係

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、6月12日(金)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

- とき 7月14日(火)・15日(水)
9時～17時
- ところ 網走市総合福祉会館

昔の資料、写真などの情報をお知らせください

町総務課では、近い将来に新たな町史を発刊するため、訓子府町の歴史的資料や写真、家族から聞いた「昔の話」などさまざまな情報を収集しています。
提供していただける情報などがある場合は、総務課庶務係までご連絡をお願いします。

■問合せ 総務課庶務係（☎47-2112 役場2階 窓口10番）